

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Jan. 30th, 1956. No. 287.

關西大學學報

昭和31年1月 第287号

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十一年一月三十日発行（毎月一回三十日発行）
通卷第二八七号



才一学舎正面（千里山）

關西大學學報局

新年おめでとうございます。

昨年は本学創立七十周年記念式典を盛大に挙行し、名声を学の内外に轟かせましたことは、本学将来のためまことに慶賀すべきことだと存じます。

と同時に、されば一般社会が本学にかけられる期待もまた大きいとおもうのであります。この期待と信頼とに対し、またこれに応じて、本学の責務の重且つ大なるを痛感いたしますと共に、その完遂のため尽悴努力いたさなければならぬと存じます。



年頭所感

白川 朋吉

これがため、本年は更に一層現在の段階を土台として内容の充実を図るは勿論、外觀の整備例えば第三学舎の建設などをもつて、教育及び研究機関たる実を一段と挙げて行きたいとおもっている次第であります。

つきましては、本学関係者たちは学の内外を問わず、大学の発展を促進するため、協力していただきたいと存じます。このことは年末年始の機会あるごとに、皆様方にお願ひしたところでありますが、三度この紙上を借りてお願いする次第であります。

(理事長)

学園放送

本学では、学生や校友は勿論、一般社会の人々に、出来るだけ広く且つ具体的に、その教育プログラムや学園内のニュースを知らせるため、数年前より民間放送会社によるラジオ放送を行つてゐる。

従来は十分間のニュースまたは講演放送であつたが、昨年末より新日本放送(NJB)で毎週土曜日午後十一時二十分より約一時間、「夢の調べ」と「夜の名曲」とのスポンサーとして新しく企画し、クラシックや軽音楽を送ると共に、大学における新しい計画や一週間のニュースなどを紹介したりまた解説して大学のPR運動を行い、大学と地域社会との接触を濃やかにし、また大学と家庭との連繫を密にするようつとめてゐる。

テーマに昨秋創立七十周年記念に米国RCA会社より購入した *Basilian Bells* (Six Bells) により毎日千里山学舎の時限に鳴つてゐる音色を録音して使い、

「ゆるやかな鐘の音が、静かに流れております。これは七十年の伝統を誇る関西大学が正義と自由の学風を象徴する鐘の音でございます。」

新しい時代の文化を築くため、鐘の音は今日も関西大学の空高く鳴り渡つております。」

という説明をつけてゐる。

この放送をより良くする為に毎週月曜日を定例として、学校の担当者と本大学学友会の放送研究会の幹部及び、新日本放送の関係者等が集り研究会を開いてゐる。尚この放送の聴取者も相当多く、好評を博しているとおもわれるのは北海道或いは九州方面より種々の意見を送つてこられてゐるのでもわかる。

準備に準備をつみかさねてきた「関西大学創立七十周年記念祝典」も、予想をはるかに越えた盛儀をみせながら、昨秋その幕を閉じた。千里山の高台に新装成った近代建築の粋をはじめて仰いだ古い卒業生たちは、ひとしく「夢のようだ」とささやきあいつつ、俄然速度を加えてきた母校の発展ぶりに、驚嘆の情を示していた。この栄ある祝典の席上で、母校の大先輩たる白川理事長の式辞に次いで、関西大学学長としての挨拶を述ぶ機会に恵まれたわたくしの喜びは、いうまでもない。「今日のひと日のために、生れてきたようなものだ」との実感が、瞬間的ではあつたが、わたくしの胸に去来したことを、



わが学園の礎石は成れるか

岩 崎 卯 一

正直に告白しなければならない。

二

だが、こんな祝典を、古い卒業生たちとはいくらか異つた心境で、静かに迎えていた人々の存在が、祝典の席上でも、わたくしの心の眼に映じていた。それは、現にわれらの学園で学んでいる一万有余の学生たちであつた。もちろん、これらの学生たちでも、「長い歴史」を背後に擁している母校の過去に、一種の矜持を感じていないわけではない。学生代表の祝辞は、決して「お座なりの言葉」ではなかつた。しかし、若い学生たちの関心焦点は、過去への追憶、つまり郷愁の類いではなく、未来への展

望、つまり、飛躍への焦燥であつた。彼等の運命は、限りなき未来の世界に託されているからである。「関西大学の生命はこれからだ」というのが、彼等と共通した意識であると、老齢のわたくしでも、感じとつたのである。

三

この新しい年は、まさに未来への跳躍を祈念する年であらねばならない。わが学園を真に価値あらしむるものは、学問と教育とを向上させるために必須的である内容と外観との「均衡」である。学舎その他の整備は、もとより必要である。ここ二、三年のわずかな期間に、わが学園の設備は、見違えるほど

立派になつた。この点で、理事者たちの功績は、ながく記憶され、また感謝されるであらう。その上にこの年の内にも、更に豪壮な新学舎や、広大な新運動場や、瀟洒な体育館などが、千里山や天六に、つけ加えられることになっている。これらの計画が、着々実施に移されるのをみると、わたくしの胸にも、踊るものを感じるのである。

四

とはいへ、わが大学の内容、すなわち、教授陣と学生層とは、かような外観の整備にたいして、はたして、均衡を保つてきたであらうか。乏しきを本学の学長職にささげて既に六ヶ年、この種の仕事にた

づさわる者の任期としては、決して短い方ではない。それなのに、大学の内容を充実すべき至高の任にあるわたくしは、このながい期間中に、なにを成し遂げたか。

新大学令による四学部（法・経・商・文）の創設新大学院の創設、短期大学の創設、これらの仕事はわたくしの健康を一時完全に奪つたほどに、煩わしいものであつたが、多くは、有能な同僚教授たちの参劃と援助とによつて、仕上げられたものであつた。碩学多数の本学招聘、若い研究者たちの養成、教授の海外留学、学会出張への奨励、圖書の劃期的な整備、これらは偶然にも、わたくしの学長時代にみえた現象ではあつたが、その功績は、大学の教務遂行を、学長以上の熱意と努力とで、援助してくれた理事会と各教授会とに、帰せられねばならない。ただ一つ、本年四月一日から実施される「関西大学職員年金制」（教育職員および事務職員）だけは、年来わたくしの心奥に秘めていた悲願が、天に通じて、ようやく陽光をみたのだと信じ、関係者たちの厚意にたいし、深く感謝している。

五

こんなことがらをどれほど列べ挙げて、いまの関西大学の教務内容が、教授陣と学生層との全部から、鋭い批判の眼で眺められている事実を、覆いかくすことはできない。なんとすれば、わが大学の運命は、日を刻んで進む未来にかけられているからである。だから、なにびとかが、「わが学園の基礎すでに成るか」と問えば、わたくしは、わが学園の若いゼネレーションの人人とともに、「とんでもない。これからが本舞台だ。若い人人よ、しつかりやつて欲しい」と、しずかにいうであらう。（学長・法学博士）

大学と学生との法律関係

—大学の法的性格—

春 原 源 太 郎

東海道下りの食堂車で、夏休みに九州まで帰る東京の某私大学生と仲良しになつた。その学生は二年次だが、いろいろ話しているうちに、総長の顔を知っているかと尋ねてみたら、一度だけ見たことがあると答えた。それも入学式の時に総長は飛行機で式場の上を旋回して、やがて飛行場から自動車で入学式に臨み、式辞を述べて自動車で行つたといふ。

これが建物の豪華さを誇る私立大学の一面の姿であり、大学教育の現状と学生のもつ淋しさでもある。東京のある大学では創立者がある俳優に似ていてと云つた学生を退学させたと新聞に報導された。これが今日の大学のあるべき姿であるか否かについても問題がある。人の顔が誰に似ているということが、学生なるが故にどうして言えないだろうかと疑問をもつ人があるだろう。そこに大学の教育目的と自治の問題がある。

前者の如き豪華な入学式は、今日学校企業と言われる大学経営と大学商品化に対して、教育の本質的な問題であろう。後者は大学教育の在り方と学生に対する懲戒権の問題であり、大きく言えば憲法論にまで及ぶであろうが、どこに真理があるかの「大学

の本質」に戸惑ひしている現状であろう。これらのことを考えてみるために、大学と学生との間の法律関係にふれてみよう。

×

×

大学と学生との間の法律関係とはどんなものか、これが判つたことのように案外はつきりしていない。ある国立大学で学生の放學処分があり、ある私立大学で学生を退学にしたことが伝えられた。大学自治として学生に加へ得る最大の懲戒権の行使であるが、その法律上の根拠と、若し誤つた処分であるならばこれを救済する方法はあるか否か及び懲戒権を行使することにした決定の当否は誰が判断するのが考えられる。かつて私立大学では戦後のインフレと授業料の値上

について、授業料の法的性格が論議されたことがあり、当時本学理事会には商法の権威竹田省博士が監事をして居られたので、理事会の席で先生の謹厳な法律論を伺つたこともある。また同じ頃月例の関西の四大学々長会議でも話題になり、立命館大学の末川総長などは法律家の意見として早速質問の矢を向けられる立場に居られたこともあつた。

当時しばしば議論になり、殆ど論じ尽されたことであるが、さて具体的な問題に当面してみると、判然と

しないことが多い。終戦直後の大学では最初に「大学と学生との間の法律関係」を教えるように勧告されたことがあるが、国情や大学教育の伝統が違つたので殆ど行われなかつたようである。

大学と学生の双方の立場から見て大学と学生との間には、まづ大学に入学することの法律関係（これを入学関係といわれる）、大学の学生となつた学生の卒業までの教育関係（これを就学関係といわれる）とがある。入学関係によつて学生たる身分を取得し、就学関係が終つて学生がその大学の学生たる身分を失つたときに、大学と学生との間の法律関係は終了する。

学生が学生である間に教育法令及び大学の規律に從う法律関係、これが大学と学生の両者に与えられる権利であり義務でもあり、それが綜合されたものが大学教育であるというのが、法律的に觀察した両者の関係である。

ところがこの大学と学生との間の法律関係が同じく教育法令に從つて行われながら、個々の大学の設置者が国公立か私立の学校法人かによつて、国公立大学の学生と私立大学の学生とでは、法律論として異らざるを得ないことに両者大学の性格上の相異がある。

国公立大学に於ては特定の信教、思想のために教育することは憲法上も許されないことになっているが、私立大学では右の如き拘束をうけないから大学基準に從う以上干渉をうけることはない。従つて特定の教団の設立する大学もあり、特定の人を尊敬する大学もできるわけである。ただ大学は私立であつても一般市民の教育機関であるとする自覺に制約される。これが大学の伝統である。

学生という立場、大学教育をうける学生という立場

には、国公立であろうと私立であろうと同一な筈である。むしろ相互にその自覚が望ましい。しかるに大学の設置者が国又は公共団体である場合と私立の学校法人である場合とは、一方が行政法上の関係であり、他方はそれに準ずるものであるといわれるが、同じ日本の大学教育をうける学生の立場から考えて、大学の設置者が異なることによつて、大学と学生との間の法律関係を、截然と区別して理解できる程異なるものであるか否かについては、何となく割切れないものが残っているようである。恐らくこの点が将来も論じられることであろう。

× ×

国公立大学と学生との間は「營造物利用型」だと言われる。私立大学と学生との関係は直接には大学と学生との間の私法上の契約によつて設定されるが、概括的には法律関係は学生という身分（地位）を定めることで、学生は入学の法律関係から就学の法律関係となつたときに、各種の教育法令に従わねばならないと同時に、大学の内部規律に従わねばならない。大学の定めた規律は学則とか規則とか呼ばれているもので、個々の学則を一々承認して入学したか否かに拘らず、或は入学後に定められた規則が、個々の学生或は学生の代表者の承認を求むる必要なく、大学の一方的規則として制定しても、学生はその大学の教育目的を承認して入学したものととして規律、懲戒に服しなければならぬことになる。従つて学生が入学した後、大学が内部的に学則その他規則を改正しても、その大学の教育目的を超える程の変更でない限り、学生はそれに服しなければならぬとするのは、私法上の契約説によれば附従契約といわれる。しかしこれらの関係を附従

契約説によつて解決しようとするよりも、教育機関としての大学は各種教育法令に基き、大学教育の基準に従うべき公の目的をもっているものであるから、附従契約説によつて解決しようとするにも疑問がある。

これら「私立学校の内部規律」の問題については、昨年四月立命館大学の園部敏教授が専門的な立場で、かなり詳細に書かれたことがあるが（判例時報四六）、最近問題になつている学生の放學処分について、学生が大学の規律、懲戒に服することの大学の命令権について問題があるようである。

大学が学生に対し規律、懲戒権を行使し得るのは、大学は個々の学生を目的として行うのではなく、学校目的即ち教育の目的のために就学せしめる学生に対し、学校の施設を利用せしめ所定の課程を授業させる義務を負うからで、これに対し学生は授業料を納付し、大学の規律に従う義務がある。

園部教授は前記所論において、私立学校の利用（就学）関係は私法上の契約によつて設定せられるが、学生が大学の規律、懲戒に服するのは「学校の利用関係の成立によつて学生は学校施設を提供され教育を受けるの利益を享受するが、他方学校目的達成のため、そしてその限りにおいての学校の命令権（学校権力、Schulgewalt）これに基く規律権、懲戒権に服するのである」と言われ、大学と学生との関係は「特別権力」の関係であると言つておられる。

国公立大学と学生との関係は、公法的な特別権力関係であり、私立大学と学生との関係は私法的関係ではあるが、そこに公法的権力関係に準ずる法律関係が発生することについて、公私法の交錯点は「私権形成の国家行為」に依じて「公権形成の私的契約」の概念構

成を以て、私立大学と学生との関係を觀察しようとしてみられている。

右の如き法律関係を具体的問題になつた判決の用語によると

「生徒が私立学校に入学する際学校との間に締結する契約は、生徒は学校の指導に服して教育をうけ、所定の授業料を納付する等の義務を負うとともに、学校は生徒に対し、その施設を供し、その雇用する教員に所定の課程を授業させる義務を負うもので」（東京地昭二八・七・七決）

学校は教育法令に基く所定の教育目的のために学生と契約することであつて、私法上の契約によつて設定せらるるとしても、教育という公の拘束性のために契約の目的は個々に定められるものではない。

契約という概念構成を先決とするか、また契約論を出ることはできないとしても、教育という目的を前提とするかによつて、国公立大学の学長が学生に対する命令権を行使し得ることについては疑問がないとしても、私立大学の学長が学生に対して命令権を行使し得ることについては、更に当該学長が大学設置者として如何なる地位にあるか、或は如何なる授權によつて行い得るかに依つてまで明かにされなければならないであろう。

× ×

大学は入学を許可した学生に対して所定の大学教育を施さなければならない義務を負う。そのためには大学教育に必要な施設をもち、教育と研究を行わねばならない。大学の自治、学問の自由が論じられる所以である。

そのためには国公立の如く、学校の施設を国或は公

共同体が行う場合と異り、私立にあつては施設者である学校法人が行わねばならない。今日の私立大学の現状を見て、何が大学教育のために必要な施設であるかについては更に反省してみなければならない問題があるであろうが、そのために必要とする費用はその施設を利用し教育をうける学生の当然の負担として課せられる。

授業料の關係について、入学後学生の（個々或は代表者による）承諾なくして値上ができるかについては一応議論のあつたところであるが、入学従つて就学の關係は單なる私法上の契約として観るならば、大学の一方的値上に対して疑問があるかの如く考えられる恐れがある。そこで入学許可の時の書類或は学則の如きものに、値上のできる記載があれば、それが契約の内容をなし、一方的値上も適法であるとの議論も考えられる。それは学生個々が入学に際し一々承諾していたか否か等は問題にならない附従契約とする考え方である。

しかし就学という法律關係が、教育法令に基く「公権形成の私的契約」であるならば、その大学が定める合理的値上に応ずることは附従契約説をまつまでもなく、就学を認められる学生の義務として当然のことではないだろうか、そこに問題の解決点が求められると考えられる。

× ×
大学が学生に対して行う規律、懲戒権の問題について最高裁判所判例（昭和二九・七・三〇）に現れたところではかなり議論の余地があるようである。問題は京都の公立医大の例であるから、判例は国公立大学と私立大学との立場をわけて論じているが、学長が教授会に諮問して行う懲戒権の行使について、裁判所は問題となつた事実の有無を審査することはできるが、事

実に基く決定の当否は学長の権限にあるものとして、国公立と私立との區別について問題となるのは「国立および公立の学校は本来、公の教育施設として、一般市民の利用に供されたものであり、その学生に退学を命ずることは、市民として公の施設の利用關係から排除するものであるから、私立大学の学生に退学を命ずる行為とは趣を異にするものとする点にある。私立大学も公の教育施設であることに於ては国公立と異なる理由はなく、一般市民の利用に供されていることにおいても、大学設置の目的に国公立の如き制約をうけないとしても、大学教育という一般的目的を異にするものではない。

従つて大学の内部關係即ち規律、懲戒権については「公立大学の学生に対する退学処分も私立大学の学生に対する退学処分も、ともに教育施設として学校の内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められた懲戒作用である点において共通の性格を有すること」は当然である。

唯大学の行う懲戒処分の当否を争う手続の有無及びその方法について、国公立と私立とは全く異なる。国公立大学の行う懲戒処分は「行政庁としての学長の処分」に当るものとして行政事件訴訟特例法によつて、「行政庁の違法処分」に当るものと解し、裁判所が行政処分の取消、無効を求める事件として受理しその取扱をすることになつてゐる。

これに反し私立大学々長の行う処分は、私立大学の設置者である

学校法人は行政庁ということはできないから、争訟の手続は自ら異らざるを得ない。国公立であろうと、私立であろうと処分の内容は殆ど同一であり、学長が学生に対して行う懲戒権行使の結果は、最終的には学生たる身分（地位）を離脱せしめる処分であつても、学校法人は行政庁ではないということによつて、行政事件として訴訟の途はないことになる。

しからば争訟の手続としては一般の民事訴訟によるの外ないことになる。民事訴訟による救済が認められるとすれば、一般の債權契約若くは類似の契約關係として理論づけをしなければならぬであろうか、或は教育法令に根拠を求め特別權力關係の基礎づけができるであろうか。

大学の教育目的からして、大学の規律、懲戒権を債權關係として理解しようとすることは、大学の伝統に副わず「大学の自治」の觀念にも融合し難いところである。（理事）

関西大学法制史学会 関西大学経済学会経済史研究室 共編 大阪周辺の村落史料（第一輯） （庄屋留書）

A 5版 二一〇頁 フランス綴箱入

関西大学出版部刊行

本書は本学図書館に所蔵される貴重な村落史料のうち、特に大阪周辺のものを纏めて、関係学界に提供し、それぞれの分野における研究に寄与せんとして公刊されるものである。

第一輯は特に法制史及び経済史関係のものを選んだが、唯これらのみならず、一般史学やその特殊研究部門にも裨益するところ多大なものがあつたと信ずる。大方の御高覧を乞う。

頒価 金四〇〇円

（なお御入用の方は大学出版部へ直接御注文下さい）

学内報

評議員会互礼会

評議員会は、年始交礼のため、業務報告をも兼ね、一月二十八日(土)午後三時より天六学舎において開催。

出席者左の通り(敬称略・イロハ順)

中務平吉、樫本信雄、岩崎卯一、岩本公夫、今井康兼、今西庄次郎、池田信之助、林信夫、西尾専太郎、西村治三郎、西山四郎、西本寛一、戸根泰雄、大石雄一郎、大月伸、大小島真二、大島武夫、脇野徳三郎、桂忠雄、神宅賀寿恵、神屋敷民蔵、高垣善一、武田蔵之助、内藤正剛、中谷敬寿、長柄金吾、村尾静明、宇佐美正祐、矢野文雄、保井剛一、山崎敬義、前川太良右門、松葉徳三郎、松原藤由、政井武、藤野春三、阿部甚吉、明石三郎、澤村榮治、木原繁実、水谷揆一、三島律夫、白川朋吉、下条小野右衛門、平井三朗、久井忠雄、関豊馬、角田好太郎

大学院部長に

矢口教授

大学院部長中谷敬寿教授は任期満了となつたので、昨昭和三十年十二月十七日付をもつて経済学部矢口孝次郎教授が任命された。

新部長略歴

大正十三年東京商大卒、昭和三年関西大学講師、教授、専門部兼務、経済学部長、大学院兼務、経済学博士

司法試験合格者懇談会

昭和三十年年度司法試験合格者を囲んでの懇談会は、岩崎学長、三木文学部長、山田学生部長ら出席の下に、一月二十四日(火)理事会議室で行われた。なお合格者は左の通りである。

橋本 達彦(一法、昭27年卒)
上田潤二郎(一法、同)
和田 栄重(一法、28年卒)
永野 彰(二法、同)
鈴木 清子(二法、29年卒)
谷口 茂高(二法、同)
勝野 昇(一法、31年卒業見込み)
因みに会計士試験合格者左の通り。
米山 正次(専二法、昭25年卒)

人事異動

昭和三十年十二月十六日 教授 中谷 敬寿
任期満了につき大学院部長を免する
昭和三十年十二月十七日 教授 矢口孝次郎
大学院部長を命ずる
昭和三十一年一月十一日 教授 矢口孝次郎
大学院部長就任のため大学院経済研究科幹事を免する
昭和三十一年一月十二日 教授 鑄方 貞亮
大学院経済研究科幹事を命ずる

昭和31年度 関西大学(大学院・大学部・一高・一中・幼稚園)入学試験日程表

種 別	出 願 受 付 期 間	試 験 日	発 表 日	許可者手続期間
大 学 院	博 士	3 月 1 日(木)～3 月 23 日(金)	3 月 26 日(月) 27 日(火)	3 月 31 日(土) ～4 月 7 日(土)
	修 士	3 月 1 日(木)～3 月 20 日(火)	3 月 22 日(木) 23 日(金)	3 月 29 日(木) ～4 月 5 日(木)
大 学 部	一 部	文 2 月 24 日(金) 法 " 25 日(土) 商 " 26 日(日) 経 " 27 日(月)	文 2 月 26 日(日) 法 " 27 日(月) 商 " 28 日(火) 経 " 29 日(水)	3 月 8 日(木) ～3 月 17 日(土)
	地 方 試 験	1 月 16 日(月)～2 月 19 日(日)	2 月 26 日(日)	3 月 8 日(木) ～3 月 17 日(土)
大 学 部 (二 部)	1 月 16 日(月)～ 文 2 月 24 日(金) 法 " 25 日(土) 商 " 26 日(日) 経 " 27 日(月)	文 2 月 26 日(日) 法 " 27 日(月) 商 " 28 日(火) 経 " 29 日(水)	3 月 8 日(木)	3 月 8 日(木) ～3 月 17 日(土)
高 等 学 校	2 月 21 日(火)～3 月 3 日(土)	3 月 5 日(月) 6 日(火)	3 月 8 日(木)	3 月 9 日(金) ～3 月 13 日(火)
中 学 校	3 月 1 日(木)～3 月 10 日(土)	3 月 12 日(月) 13 日(火)	3 月 14 日(水)	3 月 14 日(水) ～3 月 20 日(火)
幼 稚 園	1 月 16 日(月)～1 月 31 日(火)	2 月 6 日(月) 7 日(火) 8 日(水)	2 月 10 日(金)	3 月 15 日(木)

學生

昭和三十年度の学生会執行部は本学創立七十周年記念行事を終了した後、三十一年度学生会委員及び選挙準備に入り、各部の選挙を実施、無事完了し、執行部各役員も左の通り決定したが、種々の点で、今年の執行部の活動に期待されている。

学生会執行部

- 委員長 北村 公宏(法三)
- 副委員長 飯田 稔(経三)
- 〃 廣 芝 国夫(法三)
- 総務部長 有 行 孝治(経三)
- 書記部長 西 本 英次(法三)
- 会計部長 山 崎 健一(商三)
- 調査部長 東 山 武彦(法三)
- 学内部長(法) 藤 中 健次(法二)
- (文) 内 藤 進 敬(文三)
- (経) 交渉中
- (商) 和田 安 英(商三)

文化会

此の一年間文化会は運動部の活躍に比較して決して遜色のない活躍を続けて来たが、全関西私立大学文化団体連盟を結成し、それを記念して十二月十六日午後六時より宝塚大劇場で、朝日新聞大阪厚生文化事業団後援で開催、歳末同情週間の事業に協賛、利益金の一部を寄附した。尚参加校は本学の外関学、立命、同大の三校、賛助出演として関東より、早大、慶応が参加した。

放送研究会

充足以来活潑な動きを示している当部は、今度次の様に三十一年度役員を決定。



会長 高田 芳郎(経三)
副会長 西原 公達(経二)
マネージャー 森 悉(法二)

現在及び以後の放送スケジュールは次の通りである。
「N・J・B 提供プロへの参加」
昨年十二月より本学がN・J・Bより提供している。
毎週土曜日午後十一時二十分から三十分迄の「夢の調べ」と三十五分からの深夜放送「夜の名曲」の番組に参加する事になり、チャイナベルをテーマに始まる此の番組のコミーシャルメッセージの研究、スポットニュースの編成を行っている。

「学歌。応援歌。追謡歌。のレコード製作の計画」
学生部、放送研究会が提携して目下学歌、応援歌、追謡歌、学生歌を三枚一組

或は二枚一組としたレコードの製作を企画し、費用細目に涉つて調査、具体化する為準備中。

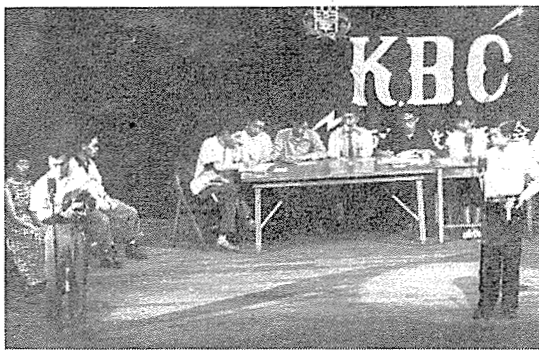
「学生会主要クラブに対するインターフォンの設置計画」

技術部員を動員し、尚志館内、及体育館内の各クラブにインターフォンを設置する事を計画し、親局に就いては既に援助の確約を得たが、子局に付いては各クラブ負担となる模様。

サッカー部

東西学生対抗に再び王座へ

全関西で選手権を獲得した当部は、関西の学生リーグに優勝した早大を迎えて、西宮球場で挙行された。第二十三回



東西学生サッカー王座決定戦に出場、戦前稍々早大の優勢が伝えられていたが、早大がスベリ出し好調でリードを保つたが、漸次日頃の動きを取り戻し、前半二対一でリード、後半押しぎみに試合をリード一点を挙げ、早大に得点を許さず、三対一で早大を破り王座を獲得した。

十二月十一日 関大 3(12101)1 早大 於西宮

アイススケート部

関西学生氷上選手権アイスホッケー最終日は一月十七日、大阪アサヒアリーナで三位決定戦、次いで決勝戦が行われ、本学はさきに関西五大学リーグで引分け二位に甘んじる苦杯を喫した。大商大と再び顔を合はせ、此れを第二、ビリオドでは対とされたが、第一、第三ビリオドとも圧倒的に強く、此れを破り三連勝の栄冠を獲得した。

拳 斗 部

復活第二回拳斗定期戦は十二月十二日、大阪府立体育会館で行われたが、一昨年復活第一回戦には6-1で大敗したが、今回は此れを4-3で明治を破り復活第一回戦の雪辱をなす遂げた。当日の記録は次の通りである。

- 十二月十二日 関大 4-3 明大 (於大阪府立体育館)
- ジュニヤー ○ 鷺 見 判定 小笠原
 - フライ級 ○ 佐 藤 判定 末吉
 - バンタム級 ○ 稲 葉 判定 宮崎
 - フェザー級 ○ 久 富 判定 鈴木
 - ライト級 ○ 遠 藤 判定 日置

校 友 パ ッ チ

校

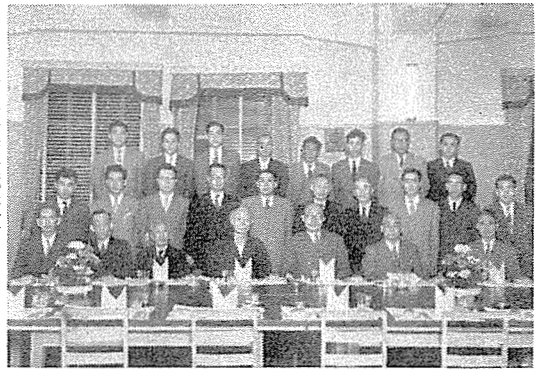
友

関門北九州支部総会

十月五日（土）午後六時より下関市「水産会館」に於て母校より岩崎学長を迎え、更にわれわれの故先輩第一回卒業生の内田重成先生（元貴族院勸業議員・現在下関市小月町清米在住）を迎えて昭和三十年度支部総会を開催。幹事の司会で開会、岡本支部長の挨拶の後、岩崎学長の母校の近況報告後記念撮影、開宴、懐旧談に花を咲かせた。

ら墨鏢仕者を凌ぐ元氣、今もつて三時間しか睡眠をとらないとの事である。學生時代の事に言及するや眼光炯炯、頬を染め「福岡のお寺での授業は教える方も教えられる方も全く共に真剣であつた。當時大阪在住の判檢事が裁判所の仕事がつてから無報酬で教えてくれたのであり、何であれわれその意氣に感ぜずにおれよいか、毛筆で日本紙に先生の片言隻句残さず今このまゝを書き取つたものである。今の教育制度はなつとらんと」と言うあたり正に學生當時を歩躰させるものがあつた。

それから次ぎ次ぎ立つて自己紹介があり、岡本支部長の発声で関大創立七十周年記念日を目前に迎えての関大万才を、続いて岩崎学長発声による関門北九州支部万才並びに内田大先輩の弥栄を念じて万才を三唱して午後九時散会した。



(関門北九州支部総会)

岩崎學長の言われた如く内田先輩は今や我が関大にとつては「国宝的存在」である。又此の大先輩を会員に持つ我が支部は他のどの支部よりも誇りを持つものである事を附記しておく。

出席者二十四名（會員數八十一名）

園田裕四郎	井本	藤井	木村	上西	堀元	坂口	内田
和夫	一雄	嘉太	重成	嘉治	幸策	重成	
田中	武久	稻野	高木	山路	高野	岡本	
石原	泰一	稻野	高木	山路	高野	岡本	
文人	弘美	泰一	高木	山路	高野	岡本	
村岡	肥塚	後藤	石丸	武徳	野口	田中	
洋	正明	角介	武徳	宰三	茂樹	親	

関大十三会総会

大正十三年前後に母校で学んだ有志で組織している関大十三会は十二月一日午後五時より、大阪天王寺公園内の天王殿に於て忘年会を兼ねて本年第四回目の総

会を開催。

創立七十周年を機として飛躍的に発展した母校に対する校友としての今後の任務及び本会東京支部設立の問題等について協議。後開宴。全員かくし芸のスマップ写真の撮影等に打興し午後十一時散会した。（本会の連絡先は大阪府会議事課長 頼戸勇）

出席者、輦戸勇、中村右之助、森川太郎、如孝三郎、新田猷、江口透、中川勝蔵、久田一栄、加藤正一、玉置恒留男、斎藤唯武、霜村盛郷、中谷政男、名倉熊蔵、佐藤孝好、杉田兵作、田野徳右衛門、岸本忠雄、米田信太郎



関大十三会総会

千里山昭八会

十二月二十日(火)午後五時半より堂ビル七階閣西経済倶楽部に於て第三十八回例会を開催。今回は昭和三十年を送る会でもあつたが、歳末を控えているために公私多端差支える者も多く、出席者は予想外に減少してつた。幹事より雑件の報告があり、次で小宴に入り、去る十一

月四日に母校七周年記念式典が盛大に而も順調裡に挙行せられたことに對し一同心からの喜びと満足感に浸り、前途を祝福し合つて乾杯をあげた。今後は一層母校に関心を寄せ、その隆昌に寄与することを誓つた。昭八会の後に行き方、またやるべき事柄等について種々と意見交換や希望が述べられて、中々頼母しい感を与えた。昭八会も戦後三十八回の例会を開いたが、これが五十回の時には盛大なる例会とすること、また我等の二十周年記念は昭和二十八年に挙行したが、二十五周年記念行事も是非やりたいので幹事はばつばつその計画を進めようとする希望意見も出て、幹事にとつては嬉しい悲鳴に似たものがあつた。同期生が集ると話の種は尽きない。話は何時果てるか際限もないが、午後九時半残を惜しみつゝ學歌を高唱して散会した。

出席者 浦野健二郎、結城丙太、吉田一郎、齋藤正興、木下忠夫、美吉克之祐、北村文之助、浜田夷荒川虎一郎、中家利國、大島武夫、中江謹、賀本敏英、藤岡勇、平井三朗

辻本・林両検事栄転歓送

神戸支部

十二月二十八日午後六時より北京樓に於て福岡高檢に栄転の神戸地檢第一刑事部部長檢事辻本修氏、岡山地檢に栄転の神戸地檢刑事部檢事林義夫氏の二校友の餞送会を開催。向井常務理事の挨拶で開會。山崎理事長、母校より岩崎學長出席。祝辭が述べられた。宴會になるにつれて夫々自慢の珍藝及びトリブススピーチなど飛び出し年忘れのひとつきを有意義なで過し万才を最後に十時散會。

出席者 母校側 岩崎義夫
支部側 辻本修 林義夫、山崎敬義、原田鹿太郎
下条小野右衛門、西村治三郎、岡田退一、堀地秀三、中村友一、安長義美、中藤幸太郎、細井三郎
水本信夫、水本千代松、土井美弘、赤井定雄、向井裕英、難波力、岡本徳、山本鎮郎、橋本太一、吉本登、大野幸雄、飯沼鮭二郎、吉田真澄、榎本昭

謝 辞

去る昭和二十八年十一月より關西大學創立七十周年記念
 拡充資金募集に付御寄附を御願申上げました処、各位には
 其の趣旨に深き御理解を御示し戴き、御蔭を以て所期の拡
 充計画がとどこほりなく完成致しました、此処に謹んで御
 礼申下げます。

尚本事業完成に就ては(自昭和二十二年十月
 至昭和二十三年六月)の間に募集致
 しました關西大學擴張及び校友会館建設資金の御寄附者並
 びに昭和二十五年十一月以来、本大學拡充資金の寄附保険
 に御契約下さいました各位の御力に負ふ所も大なるものが
 あるのでありまして改めて深甚の謝意を表する次第であり
 ます。

御援助により完成されました拡充五ヶ年計画完成表を下
 の通り御高覧に供しますと共に、併せて今後の学園発展に
 も倍旧の御協力を賜りますよう切に御願申上げます。

追而 御寄附は本年度末まで引続き拝受致しております。

昭和三十年十一月四日

關西大學 學長 岩崎 卯一
 關西大學理事長 白川 朋吉

關西大學拡充五ヶ年計画完成表 (昭和三十年十月現在)

建 物 名 称	起工年月	完成年月	建坪	延坪	構 造
大學ホール並に研究室新築	昭和二六・四	昭和二七・四	二四・四	四三・〇	鉄筋コンクリート造
第一学舎第二期新築工事	二六・八	二七・四	一六・四	四七・六	瓦葺二階建
第二期 "	二六・三	二九・九	四三・三	一、三六・〇	鉄骨鉄筋コンクリート造
第三期 "	二九・三	三〇・〇	六六・五	一、〇九・六	三階建、一部四階
圖書館増築工事	二九・三	三〇・〇	一五・四	五八・七	二階建一部中二階
第二学舎第一期増築工事	二七・三	二八・二	一六・七	二六・六	三階建書庫六階建
第一高等学校校舎新築工事	二六・五	二六・二	三三・五	七五・一	二階建
講堂	二九・三	三〇・三	一六・八	一六・八	三階建瓦葺
理科教室	三〇・三	三〇・九	四〇・〇	四〇・〇	鉄骨造平屋建瓦葺
附屬食堂	二六・二	二九・一	一六・〇	一六・〇	木造瓦葺平家建
尚志館第一期増築	二六・六	二六・八	八・四	一五・四	木造二階建瓦葺
第二期 "	三〇・八	三〇・八	三・四	四・四	"
西研究室改造工事	二六・五	二六・二	八・五	八・五	木造瓦葺二階建
秀麗寮第一期工事	二六・二	二六・三	八・〇	八・〇	" 平屋建
第二期 "	二九・三	二九・九	一五・三	一五・三	"
第三期 "	三〇・四	三〇・九	三・〇	一三・〇	木造瓦葺二階建
幼稚園々舎増改築	二六・三	二六・六	一〇・〇	一〇・〇	木造瓦葺平屋建
天六学舎増築工事	二六・四	二六・九	七・〇	三七・六	鉄筋コンクリート造
合 計	二六・四	二六・九	二、九四・四	六、三九・三	地上四階、地下一階建
千里山学舎内道路舗装			九八・〇	九八・〇	通路アスファルト
植林			七〇・〇	七〇・〇	建物前部コンクリート
造園			二、〇〇・〇	二、〇〇・〇	桜百本、紅葉三十本
					芝張り植樹、開墾樹木移植